

第7章 自然環境保全

第1節 公園緑地

1. 緑地の現状

本市は、豊かな緑に恵まれ、また歴史のまちとして歴史遺産も多く残されています。しかしながら、都市化の進展により豊かな緑も減少傾向にあり、次代に向かった恒久的な緑の保全、再生を図ることが課題となっています。このため、市民が快適で潤いのある生活を送ることができるよう、公園の整備や緑地の確保に努めています。

本市では、豊かな緑を後世に残すため、昭和58年3月に「緑の都市宣言」を行うとともに、市民と行政が一体となり緑化を推進するため、昭和59年3月に「財団法人佐倉緑の銀行」（平成24年4月に「公益財団法人佐倉緑の基金」に移行）を設立しました。

また、公園・緑地、街路など、調和のとれた緑の配置等に努め、市民と行政が一体となった親しみと潤いのある環境づくりを進めています。

さらに、平成12年度から、公園、緑地及び街路樹の維持管理によって発生する全ての剪定枝、刈草等の処理について、樹木粉碎機により、チップ化し公園・緑地等に敷きならす、グリーンリサイクル事業を実施しています。

表2-7-1 公園・緑地の設置状況

区分	設置箇所	面積
公園	289箇所	136.71ha
緑地	49箇所	16.42ha
計	338箇所	153.13ha

(開設済の公園・緑地 平成28年3月末日現在)

2. 緑地の推進

(1) 緑地保全

景観を保持している斜面林や緑地などを保全するために、緑地保全地区の指定、都市公園の整備や市民緑地などの制度を活用しています。また、樹木・樹林などについては、樹齢が推定100年以上のもの、樹形等が格調高いもの又は保存価値のあるもの等の選定基準を設けた、佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業を行っています。

表2-7-2 名木・古木・樹林・草地等保存選定地区別、種別一覧表

地区	名木		古木		樹林		草地		合計
	件数	本数	件数	本数	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	登録件数
佐倉地区	2	2	7	12	21	41,379.19	0	0.00	30
臼井地区	0	0	1	2	5	8,967.75	0	0.00	6
千代田地区	0	0	3	3	4	2,917.00	0	0.00	7
志津地区	0	0	6	6	10	11,662.63	0	0.00	16
根郷地区	2	2	13	21	9	14,530.28	0	0.00	24
和田地区	0	0	3	3	8	13,989.00	0	0.00	11
弥富地区	0	0	0	0	5	6,281.90	1	3,000.00	6
合計	4	4	33	47	62	99,727.75	1	3,000.00	100

(平成28年3月末日現在)

(2) 緑化推進

公園・緑地、道路、学校などの公的空間の緑化と家庭の生垣推進、緑化協定により緑化を義務付け、指導しています。

(3) 意識の向上

花と緑のまちづくりとして佐倉市花の銀行や公益財団法人佐倉緑の基金の協力を得ながら、花いっぱい運動の充実及び緑化意識の向上に努めています。



佐倉ふるさと広場オランダ庭園



佐倉城址公園の桜



寶金剛寺の古木（名木・古木）

第2節 自然環境調査

1. 佐倉市自然環境調査報告書

自然環境調査は、市内における野生動植物の生息状況やその生態系を把握するものです。多様な生物相と人とが共存できるような環境を保全していくためにはどのような施策が必要なのかを検討するための基礎資料を得る目的で実施し、平成7年度から11年度までの調査結果をとりまとめ、佐倉市自然環境調査報告書を作成しました。

2. 指標生物調査

佐倉市自然環境調査において確認された指標生物の生息状況について調査しました。平成27年度は、ゲンジボタルとヘイケボタルの発生状況を確認しました。

3. 地域別生物調査

平成27年度は西御門環境保全ゾーンにおいて生物調査を実施しています。また、直弥公園谷津田生態系保全区域、岩富地区保全林、及び畔田沢流域においては、市民団体の協力により生物調査が実施されています。

第3節 環境学習

1. 水辺観察会

市内の水辺環境について、講義や野外観察を実施することで、谷津の自然や印旛沼をめぐる水環境など、身近な水辺環境に対する理解を深めることを目的に開催しました。

表2-7-3 水辺観察会実施概要

主催	佐倉市・佐倉市立中央公民館・佐倉市立根郷公民館・佐倉市立白井公民館
対象	小学校4～6年生
開催日	平成27年7月22日
内容	室内学習：ペットボトル透視度計作成 野外観察：印旛沼船上観察（屋形船）、自作の透視度計による水質測定・パックテスト等（印旛沼、手繰川、畔田沢）、水生生物採集・観察（畔田沢）
参加者	19人

2. 生きもの見つけ隊

自然豊かな畔田谷津で保全活動を実施している、畔田谷津ワークショップメンバーの案内で、さまざまな生きもの（鳥・虫・魚・植物など）を観察し、子どもたちが動植物に親しむ機会を提供しました。

表2-7-4 生きもの見つけ隊実施概要

対象	中学生以下（小学3年生以下は保護者同伴）
開催日	①6月6日（土）、②8月3日（月）、③11月7日（土）
内容	観察路や田んぼでの生きもの観察（チョウ、トンボ、カエル、ドジョウ、ザリガニ等）
参加者	①26人、②55人、③5人 延べ86人

3. 印旛沼公開講座「温故知新」

公益財団法人印旛沼環境基金との共催により、印旛沼環境基金公開講座（7月～10月、全4回）を、印旛沼への理解を深めることを目的に開催しました。

表 2-7-5 印旛沼公開講座実施概要

開催日	テーマ	講師
7.25	いんば沼をきれいにー千葉県の取り組みと成果ー	千葉県県土整備部河川環境課職員
9.5	いんば沼・流域発の文化	内田 儀久（郷土歴史家）
9.26	いんば沼の自然環境の変移と誘因	本橋 敬之助 （公益財団法人印旛沼環境基金上席研究員）
10.31	空から眺めたいんば沼・流域の貌	近藤 昭彦 （千葉大学環境リモートセンシング研究センター教授）

参加者：延べ106人 開催場所：ミレニアムセンター佐倉

4. 屋形船での自然観察会「親子で学ぼう印旛沼」

公益財団法人印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に屋形船を利用した印旛沼自然観察会を、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらうことを目的に開催しました。

表 2-7-6 屋形船での自然観察会「親子で学ぼう印旛沼」実施概要

対象	佐倉市民の親子（小学生以上の子とその家族）
開催日	平成27年6月27日（土）
内容	屋形船から印旛沼の水質や動植物の観察、船内で講師の講義、簡易水質測定（パックテスト、透視度など）
参加者	68人（大人32人、子ども36人）

第4節 ビオトープ創出事業

1. 佐倉城址公園ビオトープ

佐倉城址公園内に、身近な自然環境に対する意識の高揚を図ることを目的として、佐倉中学校ビオトープ研究会の参加を得ながら、平成11年3月にビオトープ（生物観察水路）を設置しました。その後、継続して維持管理作業を行っています。

施設概要：水路（全長120m）、池
 水深：水路5～10cm/池30cm
 水源：地下水及び自然湧水

2. 直弥公園谷津田生態系保全区域

直弥公園の谷津田生態系保全区域に、公園内の展望広場から湿地や湧水のある谷津田生態系保全区域へと通じる誘導路や木道・案内看板などの水辺施設を、平成16年度に設置しました。なお、市民団体との協働により、ビオトープ整備や草刈等の定期的な管理が実施されています。

施設概要：木道（72m）、擬木階段（55m）、看板、造成湿地
 ※平成21年度木道補修を実施

第5節 谷津環境保全指針

1. 指針の概要

佐倉市には「〇〇谷津」と名がついた谷津は169箇所（そのうちの69箇所がすでに消滅、または改変、転用）あります。本指針は、谷津が備えもつ水循環機能と生物の多様性などの多面的な機能を、農業者・市民・行政の三者が一体となり協力して保全・活用するため、平成18年3月に策定しました。

指針の目標年次は、平成30（2018）年度としています。

佐倉市谷津環境保全指針

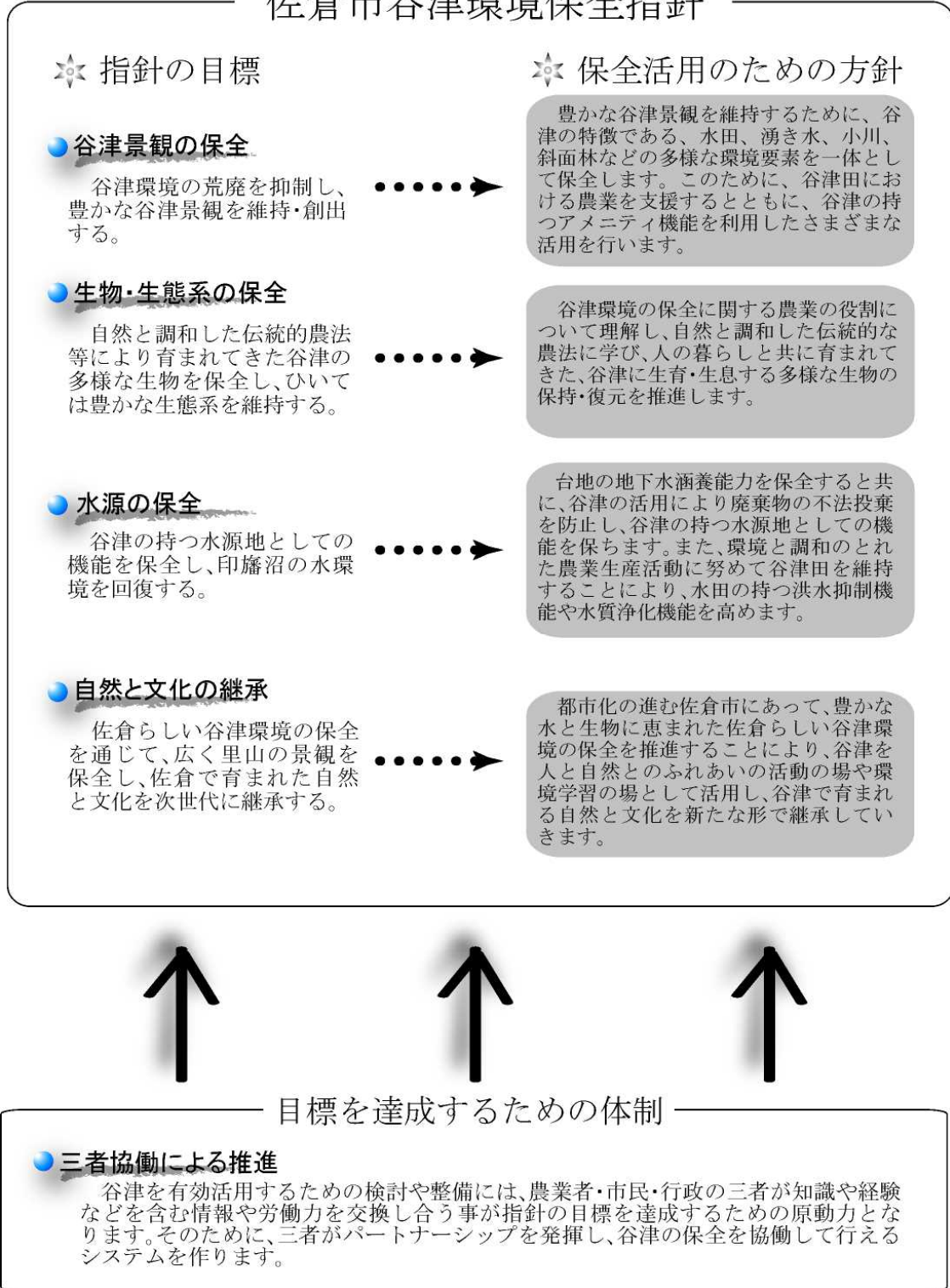


図2-7-1 佐倉市谷津環境保全指針の構成

2. 指針の進捗状況

指針の策定に際して開始したモデル事業をもととして、市内4か所において市民協働による保全活用事業を実施しています。これらの保全事業を通し、市民ボランティアの育成と組織化を推進しています。

指針の目標を達成するための具体的な取り組みについては、下記のとおりです。

1) 直弥公園内の谷津田保全区域

市民ボランティアと市の協働により、谷津景観の保全と生物・生態系の保全に取り組んでいます。湿地及び斜面林の整備、草地の草刈の実施により、谷津景観が保全されています。ニホンアカガエルをはじめとする生物の生態系が形成されています。

2) 岩富地先の谷津

地元農業者（地権者）のご理解とご協力のもとに、市民ボランティアによる谷津景観の保全、生物・生態系の保全が取り組まれています。水田の管理のほか、湧水涵養地である斜面林の管理が実施されています。

3) 西御門環境保全ゾーン

もとは谷津であったところが、開発によって調整池として整備され、その一面にあります。谷津の豊かな斜面林と豊富な湧水を活用し、ビオトープとして保全しています。ニホンアカガエルをはじめとする動植物が生息しており、市民ボランティアの助言・協力をいただき、生態系に配慮した年間管理を実施しています。

4) 畔田谷津

耕作放棄された水田を再生し、昭和30年代の農村景観をイメージとして、市民と協働し谷津田の保全事業に取り組んでいます。谷津景観の保全、生物・生態系の保全、水源の保全を実施しています。

畔田谷津での保全整備事業については、次節に詳細を記します。

第6節 畔田谷津環境保全整備事業

畔田谷津の豊かな谷津景観と生物・生態系を保全し、多くの市民が自然体験や環境保全活動に参加できる環境づくりを目的として、平成18年度から畔田谷津下流域の約9.4haを対象事業区域として整備しています。平成18年度から平成26年度まで、ちば環境再生基金の助成を受けています。

平成27年度は、畔田谷津下流域の約0.7haの草刈、枯木の伐採を実施し、谷津における多様な生物の生息環境を整備しました。

また、平成19年4月から公募市民による畔田谷津ワークショップを立ち上げ、多くの市民の協力により、畔田谷津の環境整備や保全の手法等についての検討を行いながら、保全管理作業や動植物の観察、生物調査などを実施しています。

ワークショップメンバーによる生物調査結果では、トウキョウダルマガエルやニホンアカガエルをはじめとする希少な動植物の確認数の増加やサシバが毎年飛来することが確認されるなど、谷津の豊かな自然環境が順調に復元していると考えられます。（平成28年3月末の登録者68名・年間作業日数18日）

なお、畔田及び隣接の下志津に所在する下志津・畔田谷津は、関東平野における典型的な谷津環境が残り、市民と市との協働で谷津田や斜面林の田園環境の回復・整備が行われ、良好な里地里山生態系が再生されている等の理由から、平成27年12月、

環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）」に選定されました。

重要里地里山は、国土の約4割を占める里地里山のうち、国土の生物多様性保全の観点から重要な里地里山を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的として選定されています。



平成27年度

草刈面積 延べ6,610 m²

枯木伐採本数 8本

畔田谷津ワークショップの活動風景

第7節 湧水

佐倉市の地形は、いろいろな層が積み重なってできた台地と、これを侵食してできた大小の谷津からなりたっており、北には印旛沼が広がっています。地表に降った雨は、地中にしみ込むと地下水になります。深くしみ込んだ地下水の一部は、再び地表に湧水（湧き水）となって現れ、沢となります。沢は谷津を流れ、やがて鹿島川、高崎川、手繰川等を集まり、印旛沼に注ぎます。

これらの湧水は、良質な水資源を供給するとともに、生物の多様な生息環境を支えています。また、印旛沼に流れ込む優良な水源であることから、湧水を保全することが印旛沼の水質浄化にもつながります。

平成12年に報告された佐倉市自然環境調査においては、市内に約570か所の湧水が確認されています。市では、湧水を水循環の要と捉え、継続的な調査を実施していますが、谷津田等の耕作放棄や開発等に伴い周辺環境は変化しており、湧水の涵養地帯が消滅したり、湧水が枯渇したりするなどの状況が見られます。

第8節 外来生物対策

1. 概要

外来生物とは、もともとその地域にいなかった生物で、人間などによって運び込まれた生物のことを言います。これによって、在来生物の捕食や駆逐、在来種との交雑が進むなど、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。中には、農作物・水産物に対して被害を及ぼしたり、人間に直接危害を加えたりする種類もあります。

このため、環境省は、平成17年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を施行しました。外来生物のうち、在来の生態系、人の生命・身体又は農林水産業に対して被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物として指定し、飼育、栽培、輸入等を原則禁止し、防除等を行なうこととしています。

佐倉市内で見られる外来生物には、動物では、カミツキガメ、アライグマ、ブルーギル等、植物ではナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ホテイアオイ等があります。

2. カミツキガメ

市内で発見される外来生物の中でも、特に影響が懸念されているカミツキガメは、「外来生物法」で特定外来生物として指定されている外国産のカメの仲間です。大型に成長し、大量の魚、エビ、カエルなどを食べ、時には漁師の漁網に入り、中にいる魚やエビなどを食べてしまうという話も聞かれます。あごの力が強く、危害を与えられると感じたときに人に噛みつくおそれもあります。千葉県では、昭和 53 年の佐倉市高崎川での発見が最初とされ、その後、平成 11 年以降は自然繁殖を示唆する幼体の相次ぐ捕獲が報告されました。生息範囲は、印旛沼流域のうち、鹿島川水系（鹿島川、高崎川、南部川等）、西印旛沼および新川、北印旛沼および中央排水路と推定されています。

平成 16・17 年に千葉県により実施された生息調査では、大型個体の生息数は 1,000 個体と推定されました。そのまま放置すれば、生態系や人の生命、身体への被害を及ぼすおそれがあるとして、平成 19 年から千葉県の防除事業が開始されました。

佐倉市では、「佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例」(第 14 章第 3 節参照)により、印旛沼の自然環境へ負荷を与える行為の禁止(第 8 条)として、カミツキガメ等を印旛沼に放流、放置することを禁じているほか、一般市民や事業所からの通報を受け、捕獲個体の引き取り処分や、千葉県へ捕獲地点等の情報提供を行っています。

表 2-7-7 カミツキガメ引き取り頭数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
頭 数	33 頭	79 頭	58 頭



市内で捕獲されたカミツキガメ